



満開の桜と浮見堂



薬師寺と蓮



若草山

こんにちは、 県議会です。



藤原宮跡

令和8年度 奈良県議会



石舞台古墳



みたらい溪谷



平城宮跡歴史公園 朱雀門



吉野山冬景色

県議会のあらまし

県議会とは

県議会は、県議会議員が県民の皆さんの意見を県政に反映させる場で、県の予算や条例の制定などの重要な事柄について審議し、決定するため、「意思決定機関」または「議決機関」と言われています。一方、知事や教育委員会等は、県議会で決められたことを実行していくことから「執行機関」と言われています。県議会と執行機関は、それぞれ独立した対等な立場で、よりよい奈良県を築くことに努めています。

県議会の役割

地方自治の基本的なしくみは、県議会の構成員である議員と執行機関の長である知事が、ともに直接選挙によって選ばれる二元代表制が採られています。議会は、民主的に効率的で公正な行政が行われるよう執行機関の行政執行を監視する役割と、政策を立案し執行機関にこれを実行させる役割を担っています。

議員とは

県議会議員は、奈良県民の代表者として、県内の各選挙区から選挙で選ばれます。選挙区及び選挙区別の定数は、条例で定められており、現在は3ページ記載のとおりです。

県議会の仕事

県議会には、県政の重要なことを審議・決定する大切な役目があるため、法令により多くの権限が与えられています。その主なものは、次のとおりです。

議 決

議会に与えられた権限の最も重要なもので、条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、主要な契約の締結など、県政の重要な事項について議決します。

選挙・同意

議長・副議長・選挙管理委員などを選挙します。
また、副知事・監査委員・教育委員などの重要な職務に就く人の任命について同意をします。

調査・検査

議会で決めたとおりに県が仕事を行っているかどうか、その内容を調査・検査し、必要によっては、関係者を呼んで調べたり、意見や説明を聞いたりします。

承 認

議決が必要な案件について、議会を招集する時間的余裕がない等の理由で知事が決定した場合に、事後の報告に対する承認をします。

意見書の提出

県の公益に関する事柄について、議会の意思を意見書としてまとめ、国会や関係行政機関に提出します。

決 議

議会の意思を対外的に表明するために行っています。決議の内容は、県の公益に関する事柄に関するもので、特別委員会の設置など法的効果を伴うものもあります。

請願の審査

県政についての県民の要望などを請願として受理し、所管の委員会で審査の上、本会議で採択されたものを執行機関に送付します。また、その処理状況及び結果の報告を受けています。

陳情の受理

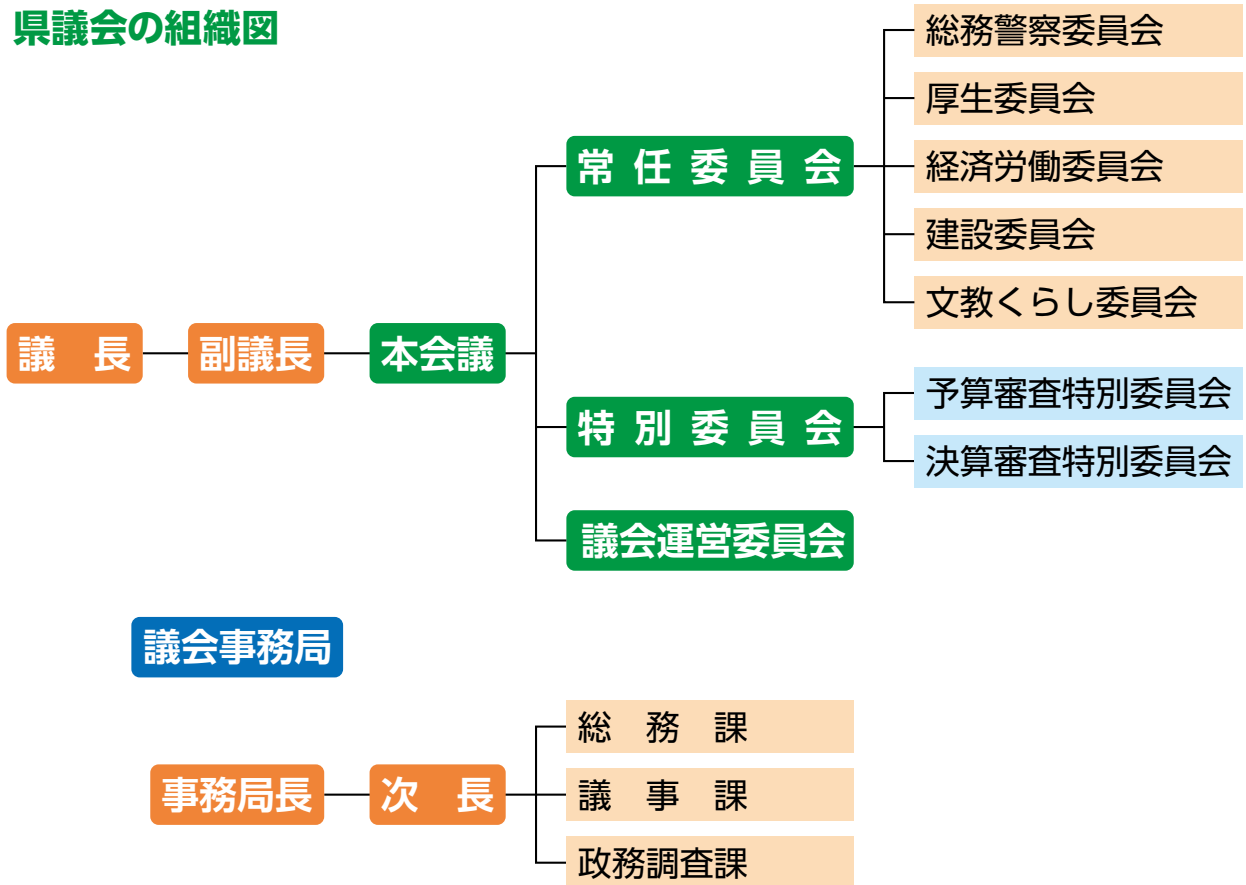
県政についての県民の要望などを陳情として受理したときは、所管の委員会に送付しています。ただし、採択・不採択の決定はしません。

目次

県議会のあらまし、県議会の仕事	1	議長と副議長、常任委員会	5～7
県議会のしくみ	2	特別委員会、議会運営委員会	8
選挙区と議員定数	3	請願・陳情	9
奈良県議会基本条例	3	県議会の傍聴、県議会の広報	10
本会議	4	県議会棟のご案内、アクセス	裏表紙

県議会のしくみ

県議会の組織図



定例会と臨時会

県議会には、定例会と臨時会があり、いずれも知事が招集します。定例会は、年4回、2月、6月、9月、12月に開催することが定められています。臨時会は、必要がある場合に開かれます。

本会議

本会議は、議員全員で構成され、代表質問・一般質問、予算や条例などの議案の議決を行うなど、議会の最終的な意思を決定します。

委員会

提出された議案などを専門的・効率的に調べるため、常任委員会及び特別委員会を設置しています。

常任委員会は、県の仕事を分担して5つ設置されており、本会議から付託された議案、請願を審査します。議員は必ずいずれかひとつの委員会に属しています。

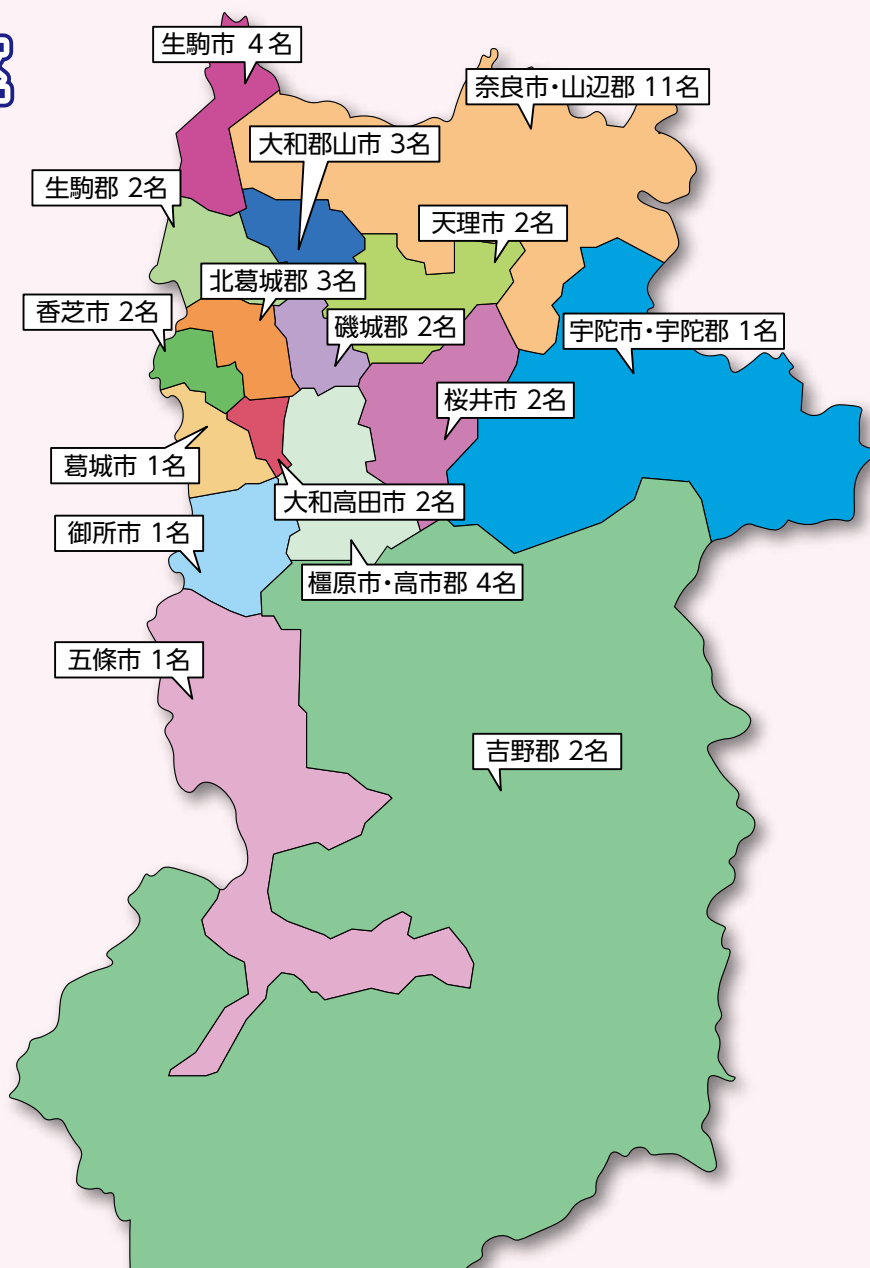
特別委員会は、特定の事項について専門的に調査を行います。予算の議案を集中審査するための予算審査特別委員会、決算の議案を集中審査するための決算審査特別委員会のほか、必要があるときに、議会の議決により設置されます。

また、議会運営を円滑にするため、所属議員が3名以上の会派から選出された委員等で構成される議会運営委員会を設置しています。

選挙区と議員定数

県議会議員の定数は、「奈良県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」により、16選挙区、43名となっています。

16選挙区
43名



奈良県議会基本条例

奈良県議会は、昭和22年の地方自治法施行以来通算300回目にあたる平成22年11月定例会において、「奈良県議会基本条例」を制定しました。

奈良県議会基本条例は、「議会が県民の信託に的確にこたえ、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与する」ことを目的に、

- ❶ 議会の機能を最大限に発揮すること。
- ❷ 県民に開かれた議会運営に努めること。
- ❸ 議会改革を推進すること。

を基本理念として掲げています。これら基本理念に基づき県民の皆様の信託にこたえられるよう努めてまいります。

会派別議員数

- 自由民主党・無所属の会 …… 15名
 - 日本維新の会 …… 11名
 - 自由民主党 …… 7名
 - 公明党 …… 3名
 - 改新なら …… 2名
 - 無所属(日本共産党) …… 1名
 - 無所属 …… 1名
- (欠員3名)

本会議

1. 議席

議席は、一般選挙後最初の会議で議長が定めます。

本会議場配席図

産業部長	環境森林 部 長	医療政策 局 長	財政課長	議 長	事務局長	事務局				
福祉保険 部 長	こども・ 女性局長	地域創造 部 長	南部東部 振 興 監	総務部長		観光局長	食農部長	県土マネジ メント部長	まちづくり 推進局長	会計管理者・ 会 計 局 長
危機管理監	副知事	副知事	副知事	知 事	演 壇	公 安 委員長	警 察 本部長	教育長	代 表 監査委員	人 事 委員長

1	2	3	4	5	6	7	8		
永田	川口(信)	芦高	金山	星川	松木	山田	清田		
9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
疋田	若林	小村	斎藤	伊藤	藤田	関本	福西	工藤	(欠員)
20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
川口(延)	池田	西川	井岡	浦西	乾	亀甲	大国	小林	佐藤
32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
米田	粒谷	荻田	中野	田中	岩田	山本	藤野	阪口	森山
								42	43
								山村	(欠員)

※変更することがあります。

2. 会議時間

会議時間は、原則として午後1時から午後5時とされていますが、議会の議決又は議長が必要と認め会議に宣告したときは、これを変更することができます。

3. 会議の順序

通常の場合は次の順序で議事を進めています。

議会運営委員会

会期・議事日程及び議会の運営方針などを協議

本 会 議

開会式－知事招集挨拶－議長開会宣告－会議録署名議員指名－会期決定
－諸報告－知事の議案提案及び理由説明－代表質問・一般質問－関係常
任委員会へ議案付託〔予算（決算）審査特別委員会設置・議案付託〕
〔関係委員会へ請願付託〕

各 委 員 会

関係常任委員会において議案・請願の審査
〔予算（決算）審査特別委員会が設置されている場合、同特別委員会に
おいて予算（決算）議案審査〕

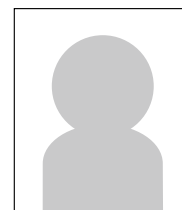
本 会 議

各委員長報告－質疑－討論－採決（修正案の動議→質疑－討論－採決）
－その他の動議（意見書等）提出－趣旨弁明（賛成者2名）－動議成立
－採決－全議案議了－議長閉会宣告－議長・知事閉会挨拶－閉会式

議長と副議長

議長・副議長は、議員のうちから選挙により選ばれます。議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、また対外的に議会を代表します。副議長は、議長に事故があるとき又は欠けたときに、議長の職務を行います。

【凡 例】



● 役 職
氏 名
選 挙
会 派



● 議 長
いぬい ひろ ゆき
乾 浩 之
北葛城郡
自由民主党



● 副 議 長
なか がわ たかし
中 川 崇
奈良市・山辺郡
日本維新の会

常任委員会

総務警察委員会

総務部、会計局、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び公安委員会の所管に属する事務に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項を所管します。
(定数 9 名)



● 委員長
やま だ よう へい
山 田 洋 平
生駒市
日本維新の会



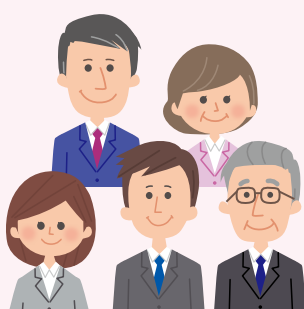
● 副委員長
にし がわ ひとし
西 川 均
葛城市
自由民主党・無所属の会



● 委員
おお くに まさ ひろ
大 国 正 博
奈良市・山辺郡
公明党



● 委員
なか がわ たかし
中 川 崇
奈良市・山辺郡
日本維新の会



● 委員
おぎ た よし お
荻 田 義 雄
奈良市・山辺郡
自由民主党・無所属の会



● 委員
た なか ただ みつ
田 中 惟 允
宇陀市・宇陀郡
自由民主党



● 委員
ふし の よし つぐ
藤 野 良 次
大和郡山市
改新なら



● 委員
やま むら さち ほ
山 村 幸 穂
奈良市・山辺郡
無所属 (日本共産党)

常任委員会

厚生委員会

福祉保険部の所管に属する事務に関する事項を所管します。

(定数8名)



●委員長
伊藤 将也
奈良市・山辺郡
自由民主党



●副委員長
清田 のりあき
香芝市
日本維新の会



●委員
芦高 清友
香芝市
自由民主党・無所属の会



●委員
小村 なおき
生駒郡
自由民主党・無所属の会



●委員
藤田 さちよ
奈良市・山辺郡
公明党



●委員
井岡 まさのり
磯城郡
自由民主党・無所属の会



●委員
乾 ひろ之
北葛城郡
自由民主党



●委員
小林 まこと
生駒郡
日本維新の会



経済労働委員会

環境森林部、産業部、食農部、労働委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に属する事務に関する事項を所管します。

(定数9名)



●委員長
関本 まさ樹
大和郡山市
日本維新の会



●副委員長
金山 しげき
桜井市
自由民主党・無所属の会



●委員
永田 ゆづる
奈良市・山辺郡
自由民主党・無所属の会



●委員
星川 大地
奈良市・山辺郡
日本維新の会



●委員
斎藤 ゆき
五條市
自由民主党



●委員
佐藤 みつのり
生駒市
日本維新の会



●委員
米田 ただのり
大和高田市
自由民主党・無所属の会



●委員
中野 まさひろ
大和郡山市
自由民主党・無所属の会



常任委員会

建設委員会

県土マネジメント部及び
収用委員会の所管に属す
る事務に関する事項を所
管します。

(定数 9 名)



●委員長
うらにし あつ し
浦西 敦 史
吉野郡
自由民主党



●副委員長
ふくにし ひろ みち
福西 広 理
磯城郡
日本維新の会



●委員
かわ ぐち しん
川 口 信
御所市
自由民主党・無所属の会



●委員
いけ だ のり ひさ
池田 慎 久
奈良市・山辺郡
自由民主党・無所属の会



●委員
まつ お いさ お
松尾 勇 臣
吉野郡
日本維新の会



●委員
つぐ たに ともし
粒谷 友 示
生駒市
自由民主党・無所属の会



●委員
いわ た くにお
岩田 国 夫
天理市
自由民主党



●委員
もり やま よし ふみ
森山 賀 文
橿原市・高市郡
無所属



文教くらし委員会

地域創造部及び教育委員
会の所管に属する事務に
関する事項を所管します。

(定数 8 名)



●委員長
きつ こう よし あき
亀 甲 義 明
橿原市・高市郡
公明党



●副委員長
まつ き しゅういちろう
松木 秀 一郎
奈良市・山辺郡
日本維新の会



●委員
ひき だ しん いち
足田 進 一
奈良市・山辺郡
自由民主党・無所属の会



●委員
わかばやし かずみ
若林 かずみ
北葛城郡
自由民主党・無所属の会



●委員
く どう まさ ゆき
工藤 将 之
桜井市
日本維新の会



●委員
かわ ぐち のぶ よし
川 口 延 良
天理市
自由民主党・無所属の会



●委員
やま もと のぶ あき
山本 進 章
橿原市・高市郡
自由民主党



●委員
さか ぐち たもつ
阪 口 保
生駒市
改新なら



特別委員会

予算審査特別委員会

当初・補正予算案を集中審査するため、2月定例会で設置することが通例となっています。本会議で設置と委員数が定められ、議員数の1/4程度です。

決算審査特別委員会

一般・特別会計決算、企業会計決算を集中審査するため、9月定例会で設置することが通例となっています。本会議で設置と委員数が定められ、議員数の1/4程度です。

予算・決算を集中審査するための予算審査特別委員会と決算審査特別委員会のほか、特定の事項について、専門的に調査するため、必要に応じて議会の議決により設置されます。



議会運営委員会

議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項並びに議長の諮問に関する事項を所管します。

- 委員長 山本 進章
- 副委員長 工藤 将之
- 委員 川口 信
- 金山 成樹
- 星川 大地
- 小村 尚己
- 浦西 敦史
- 亀甲 義明



奈良県議会基本条例に基づき、次の会議を設置しています。

政策検討会議

県政の課題に関して、協議又は調整を行うほか、議員から提案のあった政策条例について、検討を行います。

議会改革推進会議

地方分権の時代にふさわしい役割を担う議会とするため、議会改革の推進に関する基本的事項について、協議又は調整を行います。

請願・陳情

請願・陳情は、みなさんの意見や要望を県政に反映させるための制度です。

県行政などに対し、意見や要望があれば、どなたでも請願書又は陳情書を県議会に提出することができます。

「請願」は、関係する委員会で慎重に審査を行い、本会議で採択・不採択などの決定を行います。採択された請願は、知事や教育委員会、公安委員会など、関係する行政機関に送付されます。送付を受けた行政機関では、請願が誠意をもって処理されます。なお、請願書の提出には1名以上の議員の紹介が必要です。また、請願者からの申し出を受け、議長が許可したときは、請願者が委員会で趣旨説明することができます。

「陳情」は、各会派に写しが配付されるとともに、所管の委員会に送付されますが、採択・不採択などの決定は行われません。なお、陳情書の提出には議員の紹介はありません。

請願書・陳情書の提出方法

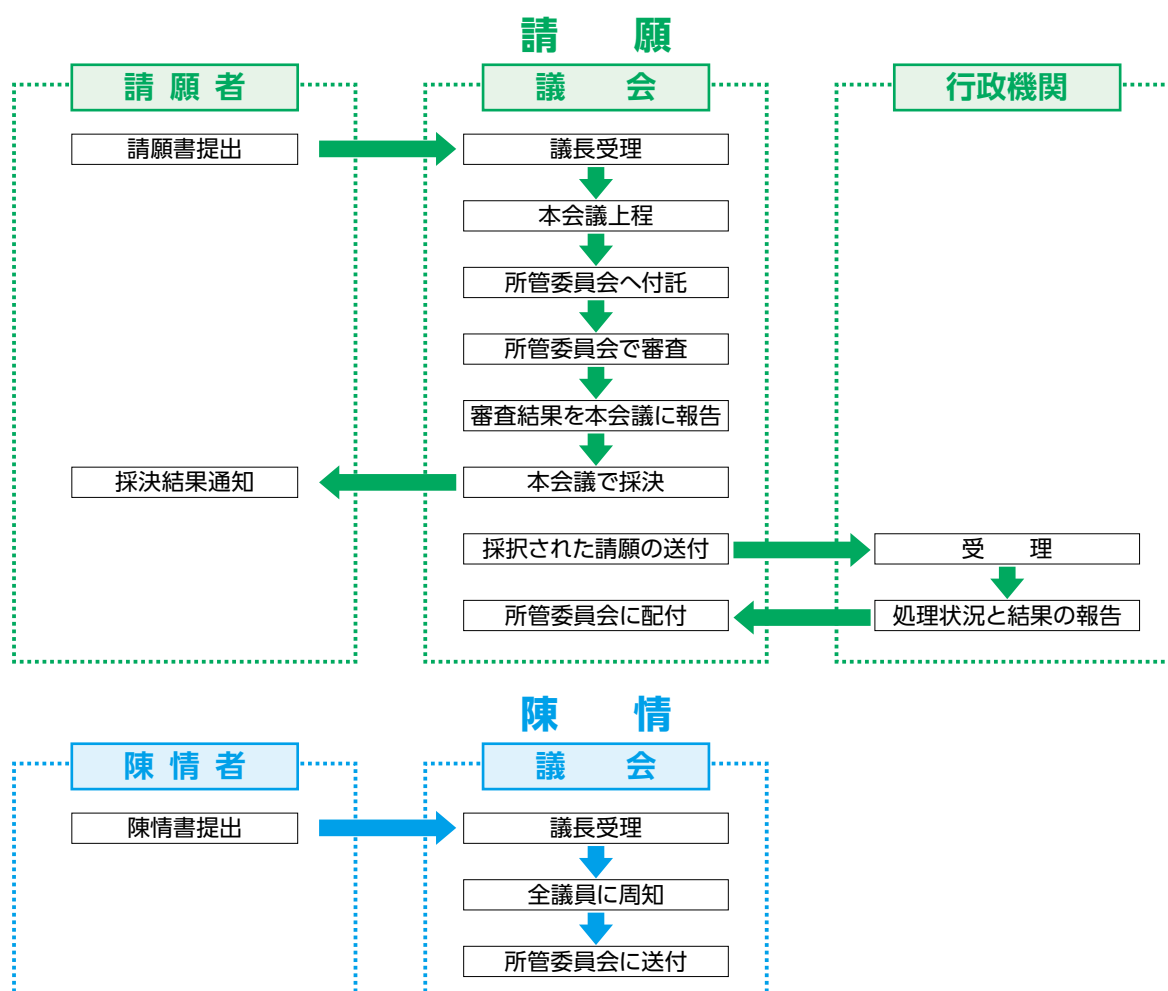
請願書・陳情書には、その趣旨、提出年月日、提出者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名）を記入し、定例会開会日の前日までに1部を議会事務局へ提出してください。その後に受理したものは、次の定例会で扱います。

奈良県 請願と陳情

検索



処理順序



県議会の傍聴

本会議

県議会では、議員が県政に関する議論をどのように行っているか、県民の方々に直接ご覧いただけるよう、傍聴席（定員：134名、うち4名分は車椅子利用者用）を設けており、先着順となっています。

事前の申し込みは不要で、途中の入退場も可能です。また、傍聴席に設置したモニターで、代表・一般質問の手話通訳もご覧いただけます。なお本会議は、通常、午後1時から開かれます。



常任委員会・特別委員会

各委員会も、原則として傍聴いただけます。各委員会とも先着20名で、途中の入退場も可能です。

- ※ 傍聴を希望される方には、受付で住所、氏名を記入いただきます。（証明書等は、必要ありません。）
- ※ 傍聴定員は、議会運営の都合上、変更する場合があります。

県議会の広報

I.テレビ放送

各定例会の代表質問・一般質問及び2月定例会開会日の知事提案理由説明を、奈良テレビで手話通訳付きの生中継により放送しています。

II.県議会ホームページ

議会の構成、本会議・委員会日程、議会の傍聴・見学、議員名簿及び委員会名簿等を掲載しています。

また、平成3年2月定例会以降の本会議会議録の検索ができ、平成28年2月以降の委員会記録を掲載しています。

なお、本会議、常任・特別委員会、予算審査特別委員会、決算審査特別委員会等の審議の様子についてインターネットライブ中継及び録画配信をしています。

奈良県議会

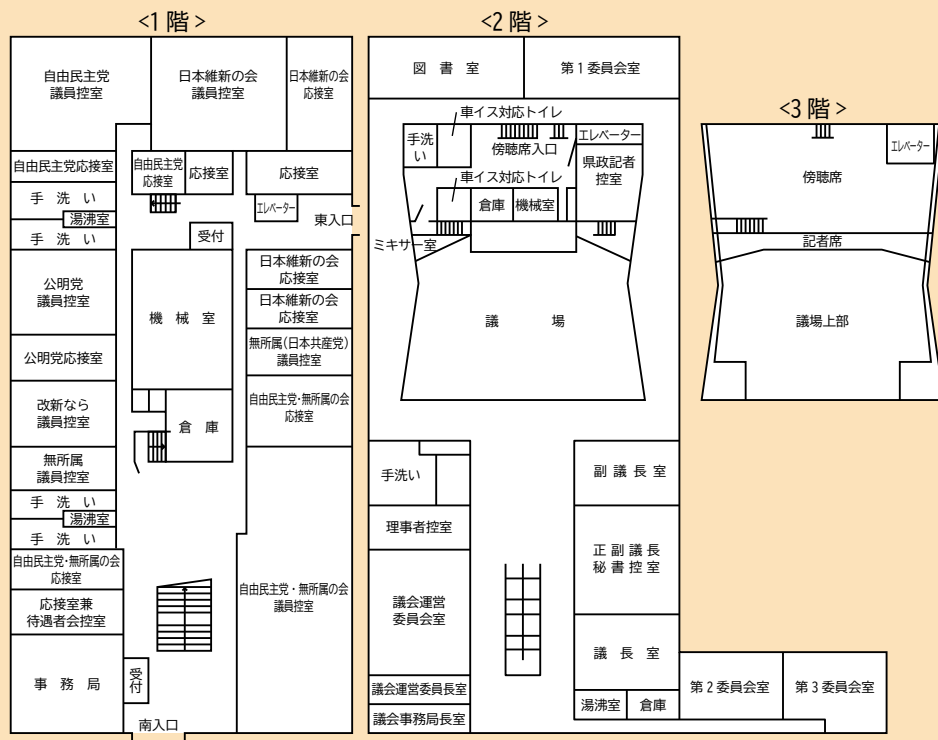
検索



III.広報誌

- ①県議会だより 各定例会の概要等を掲載し、年4回「県民だより奈良」と一緒にお届けしています。
- ②リーフレット 県議会の見学者用として、「こんにちは、県議会です。」（中学生以上対象）、「みんなの県議会」（小学生対象）を発行しています。

県議会棟のご案内



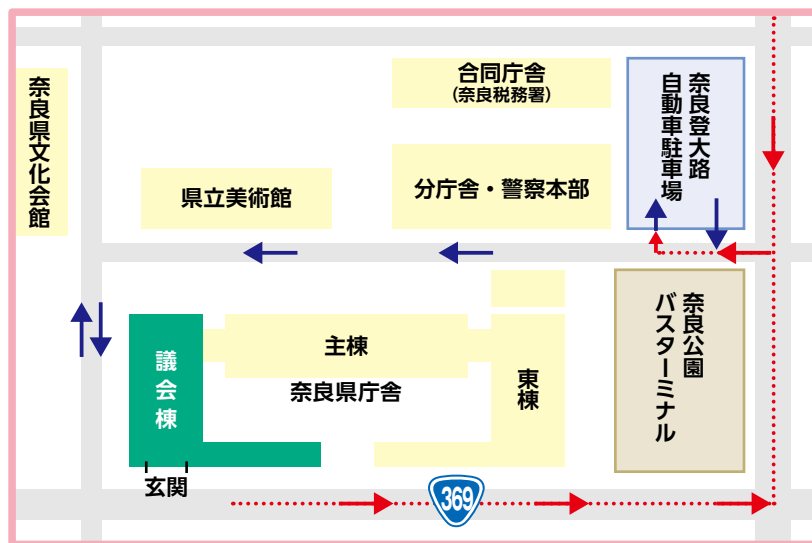
議 会 図 書 室

議会図書室は、議員の議会活動に必要な資料を収集、保管して提供することを目的とした専門図書室です。

社会科学部門、特に政治・法律及び行財政、地方自治体の事務に関する図書を中心に収集しています。

県民の方も閲覧のみご利用いただけますが、議会運営の都合上、利用できない場合もあります。

奈良県議会へのアクセス



奈良県議会事務局

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地
TEL 0570-013137 (ナビダイヤル)



奈良県マスコットキャラクター
せんとくん
©NARA pref.